○厚生労働省告示第三百六十七号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百二十三条第一項において準用する第八十九条の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

第一号中「）及び」を「）、特定基準該当障害福祉サービス事業所（指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。）及び」に、同号ハ中「及び第二百二条」を「、第二百二条及び第二百二十三条第一項」に改める。

○厚生労働省告示第三百六十八号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第5の2の注1から注3までの規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

第二号イ中「第七十八条第一項第二号」の下に「若しくは第二百二十条第一項第二号から第四号まで」を加える。

○農林水産省告示第九百五十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人北海道オーガニック推進協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十一年六月二十二日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年七月十五日

農林水産大臣　石破　茂

	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
北海道札幌市北区あいの里一条四丁目五―七号レジスタンスあいの里一〇一		北海道札幌市北区あいの里一条四丁目五―七レジデンスあいの里一〇一号室

○経済産業省告示第二百三十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十一年七月十五日

経済産業大臣　二階　俊博

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4909	東邦建設株式会社	北海道帯広市西十九条北一丁目八番二号	平成二十一年六月十九日から平成二十一年六月十八日まで
4910	株式会社ジョイント・コーポレーション	東京都目黒区目黒二丁目十番十一号	平成二十一年五月二十九日から平成二十二年五月二十八日まで
4911	株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産	東京都目黒区目黒二丁目十番十一号	平成二十一年五月二十九日から平成二十二年五月二十八日まで
4912	西出株式会社	愛知県名古屋市名東区梅森坂一丁目千百七十七番地	平成二十一年六月十二日から平成二十二年六月十一日まで
4913	株式会社平野屋	愛知県蒲郡市三谷町南山一番地二十一	平成二十一年六月二十六日から平成二十二年六月二十五日まで
4914	大昌建設株式会社	兵庫県明石市魚住町西岡千三百三十六番地の一	平成二十一年六月十五日から平成二十二年六月十四日まで
4915	株式会社レクリス	福岡県福岡市西区小戸三丁目五十番十四号	平成二十一年六月十二日から平成二十二年六月十一日まで

○国土交通省告示第七百二十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年三月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年七月十五日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＨＣＨＲ―744	前照灯　ヘラー　１ＬＬ　009　639―04 639―03，１ＬＬ　009	ヘラー　ケージーエーエー　ックアンドカンパニー　ドイツ連邦共和国リップシュタット　リックスベッカー通　Ｄ―59552
㊞ＨＣＨＲ―745	前照灯　ヘラー　１ＬＬ　009 639―23，１ＬＬ　009	〃 639―24

○国土交通省告示第七百二十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年三月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年七月十五日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊＊は当該自動車の仕様を区分する記号が付されることがある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―2070	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―ＨＲ15―７Ｙ12Ｄ	ニッサン　ＤＢＡ―＊＊Ｙ12	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊞Ｇ―2071	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―ＨＲ15―７Ｃ11Ｄ	ニッサン　ＤＢＡ―＊＊Ｃ11	〃

○国土交通省告示第七百二十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年四月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年七月十五日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―2066	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＵＲ―ＦＥ	トヨタ　ＣＢＡ―ＵＲＪ202Ｗ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百二十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年四月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年七月十五日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＴＤＩ―13	運行記録計　ＨＯＲＩＢＡ　ＨＩＴ―802	株式会社堀場製作所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町２番地

○国土交通省告示第七百二十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年四月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年七月十五日

国土交通大臣　金子　一義